

森林環境譲与税活用基本方針（概要版）

那須町

1 趣 旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市区町村都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行された。

森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）は、法に定める範囲内で地域の実情に応じた幅広く弾力的な事業を実施することが可能な財源である。

このことから、法の趣旨及び規定のもと、森林整備を促進し、林業の持続的発展に繋げるため、譲与税を有効活用するための事業の基本方針として作成する。

2 事業の優先度

本町の総面積は37,234haであり、うち森林面積は23,639haで総面積の63%を占めている。私有林面積は18,309aで、そのうちスギを主体とした人工林面積は8,116haであり、人工林率は44%で県平均を下回る。

このような現状を踏まえ、譲与税が創設されるに至った経緯から、整備対象が約2,059haと広大な面積となる本町においては、森林の整備を進めることが重要であり、森林経営管理制度による適正な経営管理を進めることを譲与税充当の最優先として位置付ける。

3 森林環境譲与税の活用の方針

① 森林整備の推進

本町のスギ・ヒノキなどの私有林人工林において、森林経営計画の未策定面積が約2,059haあり、計画的な森林の整備が遅れている現状もあることから、整備が行き届かず林業経営に適さない森林については、譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林整備を推進することにより、森林の有する公益的機能の発揮に貢献できる森林へと誘導する。また、伐期を迎えた広葉樹人工林の過半を占めるコナラ人工林は、しいたけ等特用林産物の原木産地として活用・保全されてきたが、放射性物質の影響による利用価値の低下に伴い整備が遅れている現状にあるため、森林整備を推進していく。

② 人材育成・担い手確保及び推進体制

本町では森林施業の主な担い手は森林組合であるが、森林経営管理制度の推進により、その業務量は確実に増加していく一方、林業は技術と経験が必要であり、高齢化や後継者不足による林業労働力の確保が困難となっている。このことから、林

業従事者の確保・育成のため、関係機関と連携を図りながら、譲与税を活用し、新規就業者の雇用への支援、各種資格取得や安全衛生装備品への助成など、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めていく。併せて、町内の新たな林業事業者の育成にも努める。

③ 木材利用・普及啓発

本町のスギを主体とした人工林は、成熟し伐期を迎える林分が多いことからこの資源を有効活用することで、森林の整備・若返りに寄与できる。

また、八溝地域の木材は、高い品質・強度性能を誇り、市場でも高い評価を得ており、栃木県は関東随一の素材・製材品の生産県である。需要が充実した本県の特長から、森林経営管理制度による森林整備が進むことにより、本町の間伐材等の需要拡大にも寄与するものと考えられる。

普及啓発の推進については、那須町林業振興会の活動内容に、小中学生を対象とした森林教室や木工教室など森林・林業の普及啓発を目的としたプログラムを取り入れるほか、地域住民を対象に自然観察会や林業体験等の事業を実施し、住民参加による森林整備の機運醸成に努める。

4 基本方針の見直しについて

本方針については、今後の国・県の動向や町の情勢の変化、また、林業・木材産業の実情や森林整備の進捗などを踏まえ、各事業について随時見直しを行い譲与税の有効活用を図っていくものとする。